ロ．第Ⅱ回短答式試験

平成29年５月28日

企　業　法	９：30～10：30
管理会計論	11：30～12：30
監　査　論	14：00～15：00
財務会計論	16：00～18：00

ハ．論文式試験

平成29年８月25日

監　査　論	10：30～12：30
租　税　法	14：30～16：30

平成29年８月26日

会　計　学	10：30～12：30
会　計　学	14：30～17：30

平成29年８月27日

企　業　法	10：30～12：30
選択科目（１科目）（経営学、経済学、民法、統計学）	14：30～16：30

２．試験実施地　北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県及びその他公認会計士・監査審査会の指定する場所において行い、その試験場は追って官報に公告する。

３．受験願書の提出　下記イ（インターネットによる願書の提出）又は下記ロ（書面による願書の提出）のいずれかの方法により、希望する試験実施地を管轄する財務局等に受験願書を提出すること。

なお、会計専門職大学院修了見込者、旧第２次試験合格者及び論文式試験の全科目免除者は、下記ロにより願書の提出を行うこと。

また、短答式試験全科目免除者及び旧第２次試験合格者等の短答式試験みなし合格者は、第Ⅱ回短答式試験に出願すること。

イ．インターネットによる願書の提出

（受付期間）

第Ⅰ回短答式試験	平成28年８月26日から同年９月15日まで
第Ⅱ回短答式試験	平成29年２月10日から同年３月２日まで

（提出方法）

公認会計士・監査審査会ウェブサイトから、公認会計士試験インターネット出願サイトにアクセスして願書の提出を行うこと。

ロ．書面による願書の提出

（受付期間）

第Ⅰ回短答式試験	平成28年８月26日から同年９月９日まで
第Ⅱ回短答式試験	平成29年２月10日から同年２月24日まで

（提出方法）

書留又は簡易書留により郵送することとし、第Ⅰ回短答式試験については平成28年９月９日まで、第Ⅱ回短答式試験については平成29年２月24日までの消印があるものに限り受け付ける。

なお、願書を直接持参しても受け付けない。

（試験実施地）	（管轄財務局等）
北　海　道	北海道財務局
宮　城　県	東北財務局
東　京　都	関東財務局
石　川　県	北陸財務局
愛　知　県	東海財務局
大　阪　府	近畿財務局
広　島　県	中国財務局
香　川　県	四国財務局
熊　本　県	九州財務局
福　岡　県	福岡財務支局
沖　縄　県	沖縄総合事務局

４．法令等の適用日

解答に当たり適用すべき法令等は、第Ⅰ回短答式試験は平成28年４月１日現在施行（適用）のもの、第Ⅱ回短答式試験及び論文式試験は平成29年４月１日現在施行（適用）のものとする。

ただし、論文式試験の租税法については、平成29年１月１日現在施行のものとする。

５．合格発表

イ．第Ⅰ回短答式試験	平成29年１月16日（予定）
ロ．第Ⅱ回短答式試験	平成29年６月23日（予定）
ハ．論文式試験	平成29年11月17日（予定）

６．その他

受験手続等に関する詳細については、上記に定めるほか、公認会計士・監査審査会ウェブサイト及び平成29年公認会計士試験受験案内を参照すること。

なお、天災その他のやむを得ない事情により、試験日時等について変更する場合には、別途官報に公告する。

公　告

公聴会開催に関する公示

運輸審議会公示第５号

国土交通省設置法第23条の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催することとしましたので、運輸審議会一般規則第31条第１項の規定により公示します。

平成 28 年６月 22 日　　運 輸 審 議 会

１　事案の件名

事案番号	事案の種類	申　請　者	事　　案　　の　　内　　容
平28第4001号	軌道運送高度化実施計画の認定	宇都宮市、芳賀町及び宇都宮ライトレール株式会社	栃木県宇都宮市宮みらい１番地１ー栃木県芳賀郡芳賀町大字下高根沢4622番地先　14.6キロメートル

２　日　　時　平成28年７月26日（火）午前12時から

３　場　　所　栃木県宇都宮市本町１番８号　栃木県総合文化センター特別会議室

４　主　宰　者　運輸審議会

５　公述の申出

⑴　公聴会において公述しようとする方は、公述申込書及び公述書各１部を平成28年７月６日(水)18時15分までに必ず到着するよう、国土交通省運輸審議会（東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　郵便番号100―8918）あてお送りください。

⑵　公述申込書には、事案番号、事案の種類、事案の申請者、公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、住所、職業、年令（法人・団体等の場合にあっては、その名称及び住所並びにその法人・団体等を代表して公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、職名及び年令）及び事案に対する賛否並びに利害関係人にあっては利害関係を説明する事項を記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を付記してください。

⑶　公述は、公述書に記載されたところにしたがってこれをしなければならないと規定されておりますので、公述書には、公述しようとする方ごとに、その氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載してください。

⑷　議事の整理上、一般公述人の人数は、10人以内とし、また、１人の公述時間は15分以内とします。一般公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名を平成28年７月15日（金）午前10時から運輸審議会及び関東運輸局栃木運輸支局企画輸送・監査担当の掲示板に掲示します。

⑸　公述人に選定された方は、公聴会開始時刻までに会場にお越しください。

６　傍聴の申込み

⑴　傍聴を希望される方は、官製往復はがきに、住所、氏名、年令及び「宇都宮市、芳賀町及び宇都宮ライトレール株式会社からの軌道運送高度化実施計画の認定申請事案に関する公聴会の傍聴を希望する」旨を記入するとともに返信用はがきにあて先を必ず明記した上、平成28年７月６日（水）18時15分までに必ず到着するよう、国土交通省運輸審議会（東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　郵便番号100―8918）あてお申込みください（ただし、１人１通に限ります。）。

⑵　傍聴人の人数は80人以内とし、申込者多数の場合は、第三者の立会いによる抽選により選定します。

⑶　傍聴券は、平成28年７月15日（金）に発送します。